



債務免除益の所得区分が争われた事例

(東京地裁 H30.4.19 判決 一部認容、棄却(確定))

第 91 回 2020 年 10 月 2 日 (金)

発表者 若山 寿裕

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<https://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

「債務免除益の所得区分が争われた事例」

目 次

1 事案の概要	2
(1)概要.....	2
(2)経緯.....	3
2 裁判所の判断	5
(1)所得区分の判断の在り方等について.....	5
(2)不動産所得について.....	5
(3)事業所得について.....	7
(4)一時所得について.....	8
3 検討	10
(1)本判決の判断基準について.....	10
(2)関連判決.....	11
(3)小括.....	14
4 結論	15
5 議論を終えて	16
6 関係条文	17

「債務免除益の所得区分が争われた事例」

東京地裁平成 30 年 4 月 19 日判決(TAINS Z268-13146)

一部認容、棄却(確定)

若山 寿裕

1 事案の概要

(1)概要

農業及び不動産賃貸業を営んでいた原告(納税者)が、E 農業協同組合(以下「E 農協」という。)に対する借入金債務について、債務免除を受け、その債務免除益(以下「本件債務免除益」という。)を一時所得として平成 21 年分の所得税の申告書を提出したところ、被告(税務署長)より、本件債務免除益は借入金の目的に応じて事業所得、不動産所得及び一時所得に該当するとして更正処分等を受けた事案である。

したがって、本裁判の主たる争点は、本件債務免除益の所得区分となる。本稿ではこの争点について、事案の概要を追い、裁判所の判断の問題点について検討する。

表1 本件債務免除益の総収入金額に関する当事者の主張金額と裁判所の判断(単位:千円)

総収入金額	原告 ①	被告(※) ②	裁判所 ③	④ ②-①	⑤ ③-①
事業(農業)所得		68,175	321	68,175	321
不動産所得		55,398	53,034	55,398	53,034
一時所得	431,108	307,535	377,752	△123,573	△53,356
合計	431,108	431,108	431,108	0	0

(※)被告の主張額は、更正処分による金額。

表2 本件債務免除益に関する当事者の主張金額と裁判所の判断(単位:千円)

所得金額	原告 ①	被告(※) ②	裁判所 ③	④ ②-①	⑤ ③-①
事業(農業)所得	△54,849	11,541	△54,536	66,390	313
不動産所得	97,180	151,146	148,838	53,966	51,658
一時所得	213,696	153,517	188,626	△60,179	△25,070
合計	256,027	320,204	282,928	60,177	26,901
納付すべき所得税	91,812	115,884	102,648	24,071	10,836

(※)被告の主張額は、更正処分による金額。

(2) 経緯

①原告とE農協の取引

昭和58年3月1日、E農協と原告との間で、L町(現在の伊勢崎市)の農地等にE農協を根抵当権者とする根抵当権を設定する旨の契約を締結して、金銭の借入れに係る取引を開始した。なお、原告は、E農協が抱える不良債権処理のため、E農協の依頼に応じて、E農協から金銭を借り入れて農地を購入することもあった。

その後、田植え機の購入などで継続的にE農協と取引が行われ、平成10年3月31日時点で、原告及びその関連会社に対するE農協の貸付残高は12億9,152万円となっていた(E農協の貸付金額全体の22.1%)。

また、E農協の根抵当権に係る被担保債権額が、実際の根抵当権極度額を上回る状態となっており、E農協は、平成10年に実施された群馬県常例検査において、原告及び関連会社等に対する貸付けに関して、法令・定款等に違反する貸付けの存在、貸付審査や債権管理が杜撰であることが指摘されている。

②本件借換え等

平成11年10月29日、原告及び関連会社のE農協に対する借入金債務について、借換え及び組み換えが実施された(以下、「本件借換え等」といい、本件借換え等前の借入金を「本件旧借入金」という)。

本件旧借入金	⇒	借入金 A	6,002,519 円
		借入金 B	171,700,000 円(滞納元金・遅延利息)
		借入金 C	143,000,000 円(債務残高・未払利息)
		借入金 D	20,000,000 円

しかし、本件借換え等の後、原告は、借入金Aないし借入金Dに係る借入金債務の返済をせず、平成12年に実施された群馬県常例検査において、今後経営破綻に陥る可能性が大きいとされる「破綻懸念先」に区分された。また、平成15年に実施され同検査では、延滞期間6か月以上の者等が該当する実質的な経営破綻とされる「実質破綻先」に区分され、E農協においては、原告及び関連会社等に対する債権につき、順次、個別貸倒引当金に繰り入れるという会計処理が行われた。

③E農協の合併計画と不良債権処理

E農協は、平成2年頃～平成4年頃、平成13年～平成14年頃まで、K農協との合併交渉が行われたが、E農協の不良債権比率が高く、不良債権処理が進まなければ合併に向けての進展はない旨を、K農協から指摘されていた。

④本件債務免除

E農協の原告に対する貸付金は、不良債権全体の約4割を占めるようになり、平成20年8月1

日には、原告及び関連会社等に対する債権約4億2,000万円を800万円で購入する旨がE農協の理事会で決定されたが、その後、E農協と原告との協議の結果、債権回収機構への売却はとん挫した。

平成20年11月27日、弁護士に依頼して債権を回収することがE農協の理事会で決定され、同年12月24日、E農協が弁護士に対して原告らに対する債権の回収を委任した。

E農協は、弁護士を通じて、原告との間で、E農協の原告外2社に対する債権の回収のための交渉を行ったところ、原告から毎月100万円の分割払を提案された。

E農協は、原告が様々な理由を付けて貸付金を返済してこなかったというこれまでの経緯のほか、原告から民事訴訟を提起される可能性があり、仮に、訴訟となると解決までに長期間を要すること、E農協が抱える諸問題が表面化すれば、役員の問題が生じたり、組合員から強く批判されたりし、その結果、K農協との合併に支障が生じることが懸念されたことから、これ以上時間と費用をかけても原告外2社に対する債権の回収を図ることは難しいと判断し、一括払及び債務免除により問題解決を図ることとした。

上記の方針のもと、弁護士が、原告と協議を行った結果、E農協が、原告外2社から1億3,000万円の支払を受け、残債務を免除する方法により解決することとなった。

平成21年2月17日、原告らが1億3,000万円を返済することで、残債を債務免除する旨の通知をE農協が送付した。

平成21年3月27日、原告4,300万円、関連会社2社が8,700万円(計1億3,000万円)をE農協に返済した。

平成21年3月30日、E農協は、「証書貸付金の残債務について、一切を放棄します。」と記載した通知書を送付した。この時の残債務の額は、4億3,110万8,897円であった。

⑤更正処分等

平成24年11月、被告が、本件債務免除益に対する平成21年分の修正申告書の提出を慫慂(しょうよう)した。

平成25年2月、原告は、本件債務免除益を一時所得とする修正申告書を提出した。

平成25年3月、被告が、本件債務免除益のうち、事業所得6,817万5,112円、不動産所得5,539万8,013円、一時所得3億0,753万5,772円が、各所得の総収入金額に算入される金額として更正処分を行った。

この更正処分を不服とした原告により、異議申し立て(棄却)、国税不服審判所への審査請求(棄却)を経て、本件訴訟が提起された。

なお、本件債務免除益について、原告は当然一時所得として主張し、被告は、事業所得・不動産所得に加え、雑所得としての主張を展開した。一時所得としての更正処分から、訴訟において雑所得への主張を展開することの是非も争点として争われたが、本稿では取り扱わない。また、本稿では、裁判所の判断を問題とするため、当事者の詳細な主張も省略する。

2 裁判所の判断

(1) 所得区分の判断の在り方等について

「所得税法は、公平負担の観点から、納税者の所得を、その源泉又は性質によって 10 種類に区分し、担税力に応じた計算方法等を定めているところ、かかる所得区分の判断に当たっては、当該所得に係る利益の内容及び性質、当該利益が生み出される具体的態様を考慮して実質的に判断されるべきものと解され、借入金の債務免除益の所得区分の判断においては、当該借入れの目的や当該債務免除に至った経緯等を総合的に考慮して判断するのが相当である。」

「原告は、本件債務免除益は、和解に基づき発生したものにほかならないところ、和解は、あらゆる事情の相関関係から偶発的に合意に至るものであることなどからすれば、和解から生じた本件債務免除益は、一時的かつ偶発的な所得であり、一時所得にほかならないなどと主張する。

しかしながら、所得税法において、借入金が借主の所得とされていないのは、借入金を取得すると同時に、当該借入金を弁済する債務を負い、借主の純資産が増加しないことによるものと解されること、上記債務が免除された場合には、借入金額とそれまでの弁済額の差額について純資産が増加することになり、当該差額が所得として観念されることになるのであるから、借入金の債務免除益の所得区分の判断に当たっては、当該借入れの目的や当該借入金の取得に係る経済的利益の性質をおよそ考慮する必要がないとするのは相当ではない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。」

(2) 不動産所得について

①不動産所得の意義と総収入金額

「不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付け(地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産を使用させることを含む。)による所得(事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいい、不動産所得を生ずべき業務に関し、当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するものについて、その業務の遂行により生ずべき不動産所得に係る収入金額に代わる性質を有するものも不動産所得に該当するものとされている(所得税法 26 条 1 項、所得税法施行令 94 条 1 項 2 号)。

ところで、所得税法 36 条 1 項は、「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額」と規定しているほか、同法は、各種所得の金額について、(…中略…)、「収入金額」と「総収入金額」とを区別しているが、かかる区別は、利子所得等については、その収益の内容が比較的単純であるのに対し、不動産所得等については、副収入や付随収入等も加わってその収益の内容が複雑な場合が多いことによるものと解される。

そうすると、不動産所得には、不動産を使用収益させる対価として受け取る利益又はこれに代わる性質を有する利益にとどまらず、不動産貸付業務の遂行による副収入や付随収入等も含まれ、かかる付随収入等には、金銭のみならず金銭以外の物や経済的な利益も含まれると解するのが相当である。」

② 本件債務免除益の不動産所得該当性について

(ア) 不動産所得に該当しない場合

「認定事実によれば、原告は、平成6年11月29日にE農協から借り入れた1,200万円を同月21日に購入した農地の対価の支払に充てているが、同農地を宅地に転用し、賃貸用マンションの敷地として利用し始めたのは、それから約5年後の平成12年2月29日であって、農地の購入から宅地への転用までの間に相当程度の期間があることが認められる。そして、認定事実によれば、原告は、E農協の不良債権の処理のためにE農協の依頼に応じて、E農協から金銭を借り入れて農地を購入することもあったことが認められ、このことも併せ鑑みると、上記借入金は、原告の不動産貸付業務の遂行に関わりなく借り入れられたものであることが否定できない。

したがって、本件借入金のうち順号4の借入金債務の返済に充てられた部分に係る債務免除益が原告の不動産貸付業務の遂行と関連性を有するものとは認められない。

「これに対し、被告は、順号4の借入金が賃貸用不動産の取得に充てられており、不動産賃貸業務の遂行と関連性を有すると主張するが、上記に説示したとおり、不動産貸付業務の遂行とは関わりなく借り入れられた金銭により購入された農地が、結果として不動産貸付業務に供されたにすぎない可能性があることからすれば、上記借入金をもって購入された農地が、その後不動産貸付業務に利用されているという事実のみをもって、上記借入金が不動産貸付業務の遂行と関連性を有するということはできない。

その他、被告は、T税理士が、本件借入金の利息が原告の事業所得か不動産所得のいずれかの必要経費となることを前提とする陳述をしている旨を主張するが、T税理士の陳述を前提にしても、原告の所得について厳密な所得区分の判断をした上で確定申告が行われていた様子はいかがわれないのであって、上記陳述をもってしても、上記判断を左右しない。

以上によれば、本件借入金のうち順号4の借入金債務の返済に充てられた部分に係る債務免除益が不動産所得に当たると認めることはできない。」

(イ) 不動産所得に該当する場合

「認定事実及び証拠によれば、原告は、平成10年1月14日にE農協から「運転資金」として借り入れた3,600万円を賃貸用の共同住宅(Pマンション)の建築費用の支払に充てていることが認められ、原告は、上記共同住宅の建築資金に充てる目的で上記借入れを行ったと認めることができる。そうすると、上記借入金については、不動産貸付業務の用に供される建物の建築資金として同業務の遂行のために借り入れられたものであり、同業務のいわば運転資金的性質を有しているものと評価でき、本件借入金のうち順号26の借入金債務の返済に充てられた部分に係る借入金及びその債務免除益も同様の性質を有するものと理解できる(なお、本件債務免除は、順号26の借入金債務ではなく、本件借入金債務について行われているものであるが、本件借入金のうち順号26の借入金債務の返済に充てられた部分の借入れは単なる借換え等であり、実質的にはなお上記業務の運転資金的性質を有しているものと評価できる。)

そうすると、本件借入金のうち順号 26 の借入金債務の返済に充てられた部分に係る債務免除益については、原告の不動産貸付業務の遂行による収入ということができ、不動産所得に当たると認めることができる。」

(3) 事業所得について

①事業所得の意義と総収入金額

「所得税法 27 条1項は、『事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得(山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいう。』と規定しているところ、不動産所得と同様、事業所得についても『総収入金額』と規定されていることなどに鑑みると、事業所得には、事業の本来的な収入にとどまらず、事業の遂行による副収入や付随収入等も含まれるものと解される。」

②本件債務免除益の事業所得該当性について

(ア) 事業所得に該当しない場合

「認定事実によれば、原告は、平成8年1月 30 日にE農協から借り入れた 2,300 万円を同月 22 日に購入した農地(畑)の対価の支払に充て、現在も当該農地(畑)を所有していることが認められるが、他方で、原告は、E農協の不良債権の処理のためにE農協の依頼に応じて、E農協から金銭を借り入れて農地を購入することもあったことからすると、上記借入金は、原告の事業の遂行に関わりなく借り入れられたものであることが否定できない。

したがって、本件借入金のうち順号 11 の借入金債務の返済に充てられた部分に係る債務免除益は原告の事業の遂行と関連性を有するものとは認められない。

これに対し、被告は、順号 11 の借入金が農地の取得の対価に充てられており、農地の取得は、原告の農業の遂行と関連性を有すると主張するが、そもそも上記農地が原告の農業の用に供されていることを示す的確な証拠はなく、その点を措くとしても、当該農地が、事業(農業)の遂行とは関わりなく借り入れられた金銭により購入されたものであり、結果として事業(農業)の用に供されたにすぎない可能性がある以上、上記借入金が事業の遂行と関連性を有するということはできない。

また、被告は、本件借入金に係る平成 20 年分の約定利息及び遅延利息の合計額の全額が、原告の同年分の事業所得の総勘定元帳に記載され、事業所得の金額の計算上必要経費の額に算入されているなどと主張するが、そもそも約定利息及び遅延損害金が事業所得として総勘定元帳に記載されていること自体が適切でない可能性が否定できない。

その他、被告は、T税理士が、本件借入金の利息が原告の事業所得か不動産所得のいずれかの必要経費となることを前提とする陳述(甲 23)をしている旨も主張するが、この点については前記…に説示したとおりである。

以上によれば、本件借入金のうち順号 11 の借入金債務の返済に充てられた部分に係る債務免除益が事業所得に当たると認めるとはできない。」

(イ) 事業所得に該当する場合

「認定事実によれば、原告は、平成 10 年2月2日にE農協から借り入れた 4,400 万円のうちの 4,200 万円を含む合計 5,200 万円を原告が平成9年 11 月 28 日に借り入れた 4,900 万円(返済時点での残債務は 4,922 万 9,058 円)の返済に充てたほか、上記 4,900 万円の借入金を含む合計 5,128 万 5,118 円を農業用機械の購入資金に充てられた借入金債務(返済当時の残債務は合計 841 万 3,182 円)等の返済に充てたことが認められる。(…中略…)

そうすると、本件借入金のうち順号 27 の借入金((…中略…)部分に限る。)の返済に充てられた部分に係る債務免除益については、原告の事業(農業)の遂行による収入ということができ、事業所得に当たると認めることができる。」

(4) 一時所得について

①一時所得の意義

「所得税法 34 条1項は、「一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。」と規定しており、一時所得に当たるというためには、当該所得が、上記利子所得ないし譲渡所得以外の所得であることを前提として、①営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること(非継続性要件)、②労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものであること(非対価性要件)が必要である。」

②非継続性要件について

「前記のとおり、ある所得が一時所得に当たるというためには、非継続性要件を満たすことが必要であり、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である[最高裁平成 26 年(あ)第 948 号同 27 年3月 10 日第三小法廷判決・刑集 69 卷2号 434 頁]。』

「まず、原告がE農協から継続的に借入れを行っていた点について見ると、認定事実及び証拠によれば、本件債務免除がされた背景にあるE農協とK農協との合併は、平成 18 年頃から計画されるようになっているが、当該合併の計画よりも前の平成2年頃から平成4年頃まで及び平成 13 年頃から平成 14 年頃までにも、二度にわたってE農協とK農協との合併が計画されたが、いずれもE農協の臨時総会において否決されたことを原因として合併に至らなかったというのであって、平成 18 年頃に三度目の合併が計画され、かつ、当該合併において原告に対する債権が支障になるという事情が発生したこと自体が偶発的なものといわざるを得ず、同計画がされるより前から、原告においてかかる状況を当然に想定していたと認めることもできない。そして、認定事実及び弁論の全趣旨によれば、原告は、平成 10 年2月2日までには本件旧借入金に係る借入れを行った

上で、平成11年10月29日に本件借換え等を行い、それ以降、本件借入金債務の償還を怠っていることが認められるが、これらの事情はいずれも上記三度目の合併の計画がされ始める頃より前の事情を中心とするものである。そうすると、原告は、将来的にE農協とK農協との合併を契機に本件債務免除を受けることまで想定して、本件旧借入金の借入れあるいは本件借換え等、さらにはE農協に対する償還を怠っていたというものともいえないことからすれば、本件債務免除は、原告による継続的な借入行為等そのものではなく、その結果としての多額の借入金債務の存在を背景として行われたものと評価できるにすぎないというべきであり、被告が主張するように原告によるE農協からの借入れ等が本件債務免除に向けられたものであるとは当然には評価し難い。このことは原告のE農協からの借入れがTと通謀してされた不正なものであったか否かによって変わるものではない。

また、原告が、E農協とK農協との合併に関する事情を知りながら、自身のE農協に対する債務について引き延ばし工作とも思える提案を繰り返したり、U機構に対して債権を売却することに反対したりするなどしたという被告の主張を前提にしても、原告が上記のような行為をしたからといって、E農協が本件債務免除をしなければならない必然性はなく、原告のそれらの行為もE農協における原告に対する不良債権の処理方法に係る判断の際の考慮事情の一つになるにすぎないというべきであるところ、認定事実のとおり、E農協としては、K農協との合併の早期実現のほか、原告からの債権回収の可否、債権回収のための時間及び費用等を総合的に考慮した結果、本件債務免除により解決を図るとの判断をしたというのであり、本件債務免除は、そのようなE農協の判断の結果にすぎないというべきである。

そうすると、被告が主張するような上記事情をもってしても、本件債務免除益が営利を目的とする継続的な行為から生じたものであると評価できるものではない。

以上によれば、本件債務免除益については、非継続性要件を満たさないものとはいえない。」

③非対価性要件について

「前記のとおり、ある所得が一時所得に当たるというためには、非対価性要件を満たすことが必要であるが、非対価性要件が必要とされたのは、対価性を有する所得は、確定的な対価を得ようとする稼得意思又は行為に起因するものであり、偶発的な所得とはいえず、典型的に担税力が低いとはいえないことによるものと解される。

被告は、原告が、E農協とK農協との合併に向けて、E農協の不良債権の処理が求められている状況下において、E農協に対して多額の借入金債務を負い、事実上、上記合併を左右し得る特別な立場にあったことを前提に、硬軟織り交ぜた交渉の末、本件債務免除がされたなどとして、本件債務免除益は、偶発的に生じたものとはいえないし、上記合併に協力する見返りとしての性質を持つものであって、非対価性要件を満たさないなどと主張する。

しかしながら、原告がE農協の正組合員としての地位を超えて、上記合併の可否について影響を及ぼし得る法的な権利を有していたことを認めるに足りる的確な証拠はなく、被告の主張する「特別な立場」とは、それ自体が極めてあいまいなものにとどまるといわざるを得ない。また、前記

イに説示したような原告の言動はE農協における原告に対する不良債権の処理方法に係る判断の際の考慮事情の一つになるにすぎないのであって、本件債務免除は、原告のδ農協との合併に対する協力への見返りという点ではなく、E農協が、当時の状況に鑑みて、原告に対する不良債権の処理として、E農協にとって適切と判断した方法を採用した結果にすぎないというべきである。

以上によれば、本件債務免除益については、非対価性要件も満たさないものとはいえない。」

④小括

「したがって、本件債務免除益のうち不動産所得あるいは事業所得に該当しない部分は一時所得に当たるとするのが相当である。」

3 検討

(1) 本判決の判断基準について

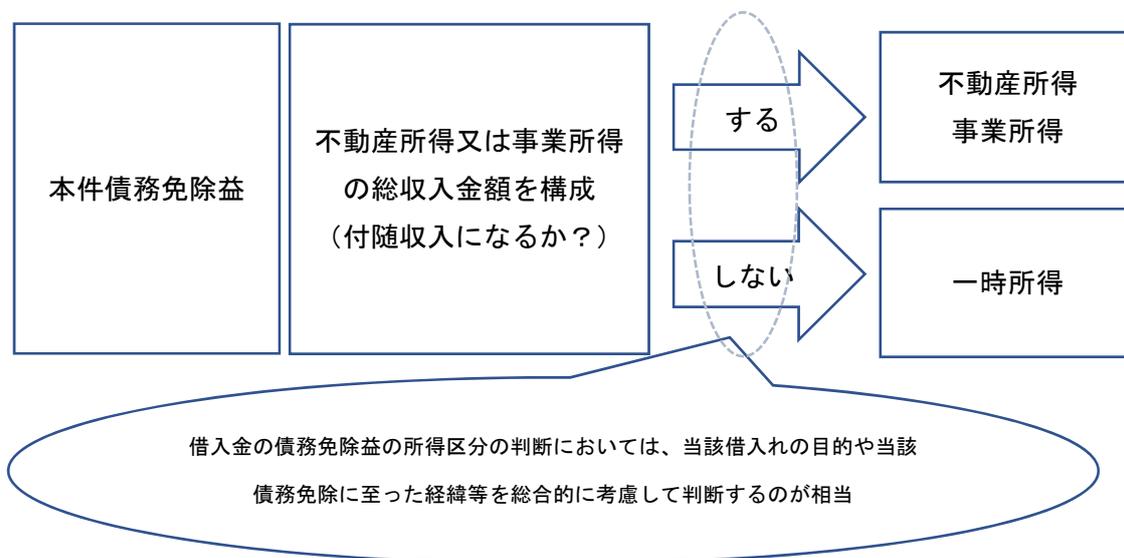
本判決が示した所得区分の判断基準は、「当該所得に係る利益の内容及び性質、当該利益が生み出される具体的態様を考慮して実質的に判断されるべきものと解され、借入金の債務免除益の所得区分の判断においては、当該借入れの目的や当該債務免除に至った経緯等を総合的に考慮して判断するのが相当である。」という基準であった。

そして本判決では、「借入金の債務免除益の所得区分の判断に当たっては、当該借入れの目的や当該借入金の取得に係る経済的利益の性質をおよそ考慮する必要がないとするのは相当ではない」と判示し、本件債務免除益が不動産所得又は事業所得の「総収入金額」(所法 36①)に含まれるか否かを、その借入目的、使途、取得資産の状況等により判断し、その結果をもって所得区分の判断を行っているものと考えられる。

すなわち、本件債務免除益が、不動産所得又は事業所得の総収入金額を構成するという前提のもと、借入金の使途が不動産所得又は事業所得と明確に結びつくものは、それぞれの所得とし、そうでないものは一時所得という所得区分の判断を行っている。

例えば、当初、農業(事業)用地の取得を目的に借りたものであっても、その後、その農地が賃貸マンション等の敷地に転用されているものについては、事業所得とも不動産所得とも言えず、一時所得に該当するものと判断されている。

◆本判決による判断基準のイメージ



(2) 関連判決

ここで、本判決と同様、借入金の債務免除益相当の所得区分が争われた事例として、次の2件の判決の概要と判断基準を確認したい。両判決とも、本判決の判断基準とは異なる基準を示している点に着目する必要がある。

①福岡地裁平成29年11月30日判決

福岡地裁平成29年11月30日判決(TAINS:Z267-13092)は、不動産貸付業を営む原告らが、B農協から借入金の用途を賃貸住宅ローン又は不動産担保貸付として借受けていた借入金について、B農協がこの債務をA社に債権譲渡し、その後A社から債務免除を受けた事例である。この債務免除益について雑所得に当たるとして更正処分を下した処分行政庁と、一時所得に該当すると主張する原告らが争った。

判決では、以下のように判示して、原告らの主張を認めた(納税者勝訴、確定)。

◆判決の概要

「不動産所得とは、貸主が借主に対して一定の期間、目的物を使用収益させる対価としての性質を有する経済的利益又はこれに代わる性質を有するものと解される。」

「(処分行政庁)は、債務免除益に係る所得区分は、免除された債務の性質等によって担税力が異なることからすれば、免除された債務の性質ないし発生原因等を重視して判断すべきである旨主張する。しかし、債務免除益がいずれの所得に分類されるかは、法令の文理を前提として、債務免除により得られる経済的利益の性質や態様に鑑み判断すべきである。」

「本件債務免除益は、原告らとA社との間で合意された弁済合意に基づき、A社が債務免除をしたことによって発生したものであるところ、A社は、原告らが所有する不動産の賃借人では

なく、これらを使用収益していたわけでもない。また、本件債務は、原告らの不動産貸付業に用いられていた不動産の取得又は建築のための借入債務であったことが認められ、この債務が免除されることによって原告らが不動産貸付業を継続できなくなることを避けることができたということはできるが、この債務の返済金は、不動産貸付けの費用となるものではなく、これが、原告らが行っていた営利を目的とする継続的行為である貸付け自体によって発生したということとはできず、不動産を使用収益させる対価又はこれに代わる性質を有するものということもできない。したがって、本件債務免除益が不動産所得に当たるということとはできない。」

「本件債務は、本来、B農協に全額返済されるべきものであったが、B農協がこれをA社に債権譲渡する旨の判断をしたこと、また、A社としては、弁済合意をせずに、本件債務の全額弁済を求めることも可能であったが、当時の状況の下において、強制執行等をも視野に入れながら全額弁済を求めることと、その一部を免除する等して任意の弁済を受けることの利害得失を考慮し、弁済合意をする旨の経営上の判断をしたことによるものと考えられる。」

「このように、債務免除益は、原告らの不動産貸付業において当然に発生が予定されていたものではなく、本件借入に係る債権がA社に譲渡されたのを機に締結された弁済合意に基づく債務免除によって発生したものであることからすると、債務免除益は、A社の経営判断により、一時的、偶発的に発生したものと認めるのが相当である。そうすると、本件債務免除益は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であるといえる。したがって、本件債務免除益は一時所得に該当する。」

②東京高裁平成 28 年 2 月 17 日判決

東京高裁平成 28 年 2 月 17 日判決(TAINS:Z266-12800)は、原告(納税者)らが、民法上の組合を組成し、航空機リース事業を営んでいたところ、航空機を売却して当該事業を終了する際、①航空機の購入原資となった借入金の一部の債務免除を受けたことによる利益(ローン債務免除益)及び②当該組合の業務執行者に対して支払うべき手数料に係る債務免除を受けたことによる利益(手数料免除益)が発生したことについて、処分行政庁から、ローン債務免除益は雑所得、手数料免除益は不動産所得に該当するとして更正処分等を受けたことから、免除益はいずれも一時所得に該当するとして、その取消しを求めた事案である。

東京高裁は、次のように判示して、処分行政庁の処分を取り消した(上告不受理(TAINS:Z267-13101)、納税者勝訴)。

◆判決の概要

「控訴人(筆者注:処分行政庁)は、所得税法 26 条の不動産所得には、不動産等の貸付業務の遂行により生ずべき付随収入も含まれると主張する。しかしながら、租税法律主義の原則に照らすと、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではないというべきところ、同条1項及び所得税法施行令94条1項2号の規定によれば、不動産所得とは、賃貸人が賃借人に対して一定の期間、不動産等を使用収益させる対価として受け取る利益又はこれに

代わる性質を有するものと解するのが相当である。」

「本件ローン債務免除益は、融資銀行が借入金の残債務を免除したというローン債務免除行為によって発生したものであるところ、融資銀行は、航空機の賃借人ではなく、航空機を使用収益していたわけではない。確かに、借入金に係る返済債務が航空機の貸付業務の遂行と関連して発生したということもできるが、ローン債務免除益は、本件組合が行っていた航空機の賃貸自体によって発生したものではないから、本件ローン債務免除益を不動産所得に該当するものということとはできない。」

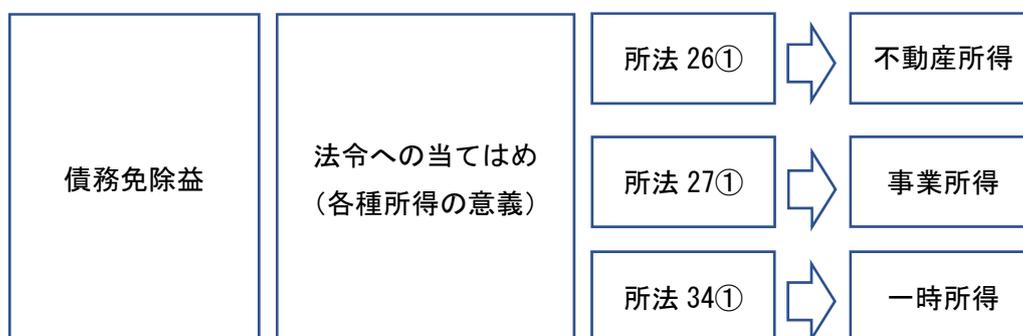
「控訴人は、債務免除益のうち 417 万ドルは、ノン・リコース条項の適用によって生じたと主張する。しかし、ノン・リコース条項の適用によって生じる法的効果は、被控訴人ら各組合員が、ローン契約によって生じた借入金債務の弁済について、その個人財産をもって責任を負わないということである。他方、ローン債務免除行為は、本件組合が融資銀行に対して負っていた債務を免れさせるものであるから、ローン債務免除益がノン・リコース条項の適用と直接に結び付いているわけではない。したがって、このことを理由に 417 万ドルに係る免除益が不動産所得に該当するといえるものではない。」

③ 関連判決との比較

関連判決では、債務免除益の所得区分について、福岡地裁判決では、「債務免除益がいずれの所得に分類されるかは、法令の文理を前提として、債務免除により得られる経済的利益の性質や態様に鑑み判断すべきである。」と、また、東京地裁判決では、「租税法主義の原則に照らすと、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではないというべきところ、(…中略…)、不動産所得とは、賃貸人が賃借人に対して一定の期間、不動産等を使用収益させる対価として受け取る利益又はこれに代わる性質を有するものと解するのが相当である」と判示した。本判決が、借入目的や債務免除の経緯等を総合的に判断すべきとするのとは異なる判示といえる。

したがって、上記に取り上げた関連判決2件と、本判決との判断基準の決定的な違いは、債務免除益が不動産所得や事業所得に該当するかどうかの法令への当てはめの有無と言えよう。

◆ 関連判決による判断基準のイメージ



(3)小括

本判決では、結果として、納税者である原告の主張が一部認められ、本件債務免除益の大部分が一時所得として認められ確定しているが、この判断基準については、疑問を提示しておきたい。

まず、本判決では、本件債務免除益の所得該当性について、以下のように示した。

「所得税法において、借入金が借主の所得とされていないのは、借入金を取得すると同時に、当該借入金を弁済する債務を負い、借主の純資産が増加しないことによるものと解されるところ、上記債務が免除された場合には、借入金額とそれまでの弁済額の差額について純資産が増加することになり、当該差額が所得として観念されることになるのであるから、借入金の債務免除益の所得区分の判断に当たっては、当該借入の目的や当該債務免除に至った経緯等を総合的に考慮して判断するのが相当である。」

制限的所得概念の下では、経済的利得のうち、利子・配当・地代・利潤・給与等、反復的・経済的に生ずる利得のみが所得として観念され、一時的・偶発的・恩恵的利得は所得の範囲から除外される¹。

我が国の所得税法は、包括的所得概念のもと、純資産の増加を根拠に、人の担税力の増加をもたらす経済的利得はすべて所得を構成することとされ、一時的・偶発的・恩恵的利得も所得の範囲を構成することになる。そして、所得税法では、担税力の強弱に応じて(すなわち、その源泉や性質によって)所得を 10 種類に分類し、累進税率が採用されているが、一時所得は担税力が低いとの考慮から、その2分の1のみが総合課税の対象とされている²。

上記の判断基準からは、本判決の根底には、包括的所得概念の下では、借入金自体が本来は借入時に借入目的に従った所得区分の総収入金額を構成するという思想が見受けられ、その後の判示では、債務免除益の所得区分についてもこの思想の延長線上で(総収入金額の構成要素から)検討していることが窺える。この点は大きな誤りであると思われる³。

本件債務免除益の所得区分を判断するにあたっては、まず、債務免除益の担税力を測る必要があり、この判断は、所得税法の各種所得の金額の計算に係る文理(各種所得の金額の意義)に即して実施されなければならない⁴。「結局のところ、問題の債務免除益がどのような状況下で

¹ 金子宏『租税法(第二十三版)』(弘文堂(平成31年))195頁

² 金子宏・前掲注1・300頁

³ 長島弘教授はそもそも債務免除益は、所得税法施行令94条1項で限定的に規定されている「総収入金額」を構成しないと指摘している(長島弘「個人の借入金について受けた債務免除益の所得区分」(ジュリスト1534号129頁))。

⁴ 田中治教授は、「もともとの借入の目的に沿って、所得区分を限定的に理解しなければならない」という論理は、当然には出てこない。」と批判している(田中治「借入金債務に係る債務免除益の所得区分」(TKC税情2020.6)7頁)。長島弘教授は、「文理解釈を重視する税法の立場からは、

発生したか、それは一時所得の該当性要件を満たすかどうか、などの具体的な事実認定と法の解釈に委ねられるべき⁵と言えよう。その意味で、具体的な借入の目的や債務免除の経緯を総合的に勘案するという本判決の判断基準は、法律への当てはめという観点からは問題のある判断基準であったと考える。

その点において、関連判決2件の判断基準は至極妥当な判断基準と評価できよう。

なお、本判決では、本件債務免除益の一時所得該当可能性について、非継続性要件並びに非対価性要件のいずれも満たされるという認定を行っている。この認定自体に異論はないが、この認定とは別に、不動産所得又は事業所得の認定が行われていることには違和感がある。この点は、本件債務免除益を訴訟段階において「雑所得」とした被告主張への判断であると考えられるが、所得の当てはめの手順としては適切ではない。

本件債務免除益が、E 農協が K 農協との合併に向けた不良債権処理の一環として、E 農協の経営判断のもとに行われたことを考慮すれば、関連判決と同様、全額が一時所得と判断されるべきものであったものとする⁶。

4 結論

本判決の判断基準に基づく所得区分の考え方には問題があり、私見としては妥当性を欠くものと考えている。債務免除益の所得区分を、その元となった借入金の借入目的にまで遡って判断することが法律の解釈として、また、実務的な手続きとして適切とは言えないであろう。本判決のように、どの所得の総収入金額と結び付く債務免除益か、という観点から所得区分を判断する方法には限界があるように思われる。

債務免除益の所得区分は、その債務免除益の発生原因を事実として、各種所得の法律上の意義に当てはめて判断されるべきである⁷。

所得区分は、所得税法の各区分における定義から考察することになる。」と指摘する(前掲注 3・129 頁)

⁵ 田中治・前掲注 4・9 頁

⁶ 本判決を好意的にとらえる意見として、大石由梨枝「借入金債務に係る債務免除益の所得区分」(TKC 税情 2020.6・11 頁)がある。氏は、本判決を経済的実質の観点に着目した判決と位置づけ、『不動産貸付業務の遂行との関連性』から判断を行い、所得区分を検討した手法は、過去の裁判例にも明示されておらず、先に述べた純資産増加説の考え方と親和性が高いことから有意義な判決である」と指摘する。

⁷ 債務免除益の所得区分が直接的に争われた事例ではないが、債務免除益が一時所得以外の所得に該当した事例として、最高裁平成 27 年 10 月 8 日判決 (TAINS : Z265-12733) がある。同事例は、権利能力なき社団の理事長がその財団から借り受けていた 48 億円余の債務に係る債務免除益を給与所得に当たると認定した。金子宏名誉教授は、「同社団が大変な迷惑を掛けられた前理事長に、このような多額の債務を賞与として免除することは常識的に考えられないことであり、その意味で、本件免除益を給与所得であると解することは妥当ではなく、むしろ一時所得に当たると解するべきでないかと考える。」と指摘している(金子宏・前掲注 1・244 頁)

5 議論を終えて

発表後、本判決に対して様々な意見が出され、議論が交わされた。

近年の純資産増加説に基づく所得概念の議論をどのように位置づけるべきかという意見、所得税法施行令 94 条の総収入金額は限定的な規定となっているため、本判決の判断構造に疑問を投じる意見、本判決は、最高裁平成 27 年 10 月 8 日判決の影響を受けているのではないかという意見、本稿で取り上げた関連判決が本判決で先例とされていないことへの疑問などが挙げられ、意見交換が行われた。

コロナ禍において、安全面に配慮した久しぶりの開催となったが、なによりも、対面により活発な意見が交わされることの有意義さを、改めて感じた時間であった。

大淵博義座長並びに参加者の熱意と、主催者のご配慮に心より感謝申し上げます。

6 関係条文

【所得税法】

(不動産所得)

第二十六条 不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機(以下この項において「不動産等」という。)の貸付け(地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることを含む。)による所得(事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいう。

2 不動産所得の金額は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

(事業所得)

第二十七条 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得(山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいう。

2 事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

(一時所得)

第三十四条 一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。

2 一時所得の金額は、その年中の一時的所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額(その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。)の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする。

3 前項に規定する一時所得の特別控除額は、五十万円(同項に規定する残額が五十万円に満たない場合には、当該残額)とする。

(収入金額)

第三十六条 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額(金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額)とする。

2 前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。

3 (省略)

(免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入)

第四十四条の二 居住者が、破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百五十二条第一項(免責許可の決定の要件等)に規定する免責許可の決定又は再生計画認可の決定があつた場合その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合にその有する債務の免除を受けたときは、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

2 前項の場合において、同項の債務の免除により受ける経済的な利益の価額のうち同項の居住者の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(第一号から第四号までに定める金額にあつては当該経済的な利益の価額がないものとして計算した金額とし、第五号に定める金額にあつては同項の規定の適用がないものとして総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算した場合における金額とする。)の合計額に相当する部分については、同項の規定は、適用しない。

- 一 不動産所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合 当該免除を受けた日の属する年分の不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額
- 二 事業所得を生ずべき事業に係る債務の免除を受けた場合 当該免除を受けた日の属する年分の事業所得の金額の計算上生じた損失の金額
- 三 山林所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合 当該免除を受けた日の属する年分の山林所得の金額の計算上生じた損失の金額
- 四 雑所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合 当該免除を受けた日の属する年分の雑所得の金額の計算上生じた損失の金額
- 五 第七十条第一項又は第二項(純損失の繰越控除)の規定により、当該債務の免除を受けた日の属する年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する純損失の金額がある場合 当該控除する純損失の金額

3 (省略)

4 (省略)

【所得税法施行令】

第九十四条 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行なう居住者が受ける次に掲げるもので、その業務の遂行により生ずべきこれらの所得に係る収入金額に代わる性質を有するものは、これらの所得に係る収入金額とする。

- 一 当該業務に係るたな卸資産(第八十一条各号(譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産)に掲げる資産を含む。)、山林、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの又は著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)につき損失を受けたことにより取得する保険金、損害賠償金、見舞金その他これらに類するもの(山林につき法第五十一条第三項(山林損失の必要経費算入)の規定に該当する損失を受けたことにより取得するものについては、そ

の損失の金額をこえる場合におけるそのこえる金額に相当する部分に限る。)

二 当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するもの

- 2 第七十九条第一項(資産の譲渡とみなされる行為)の規定に該当する同項の行為に係る対価で法第三十三条第二項第一号(譲渡所得)の規定により譲渡所得の収入金額に含まれないものは、事業所得又は雑所得に係る収入金額とし、当該対価につき第一百七十四条から第一百七十七条まで(借地権の設定をした場合の譲渡所得に係る取得費等)の規定に準じて計算した金額は、当該事業所得又は雑所得に係る必要経費に算入する。